

給付の種類(1口あたり)

給付の種類	給付金額		給付限度など
傷病休業給付金	①入院は休業1日目から ②自宅での休業は4日目から 1日につき6,000円		通算して500日まで
入院給付金	入院1日につき2,000円を加算 傷病休業給付金に加算		入院給付金単独での給付はありません
長期療養給付金	休業1日につき	自宅 3,000円 入院 6,000円	傷病休業給付金の通算500日を超えて連続して休業している場合に、1回限り230日を限度に給付
弔慰給付金	50万円		いずれかを受給したときは脱退 (その場合、脱退給付金も合わせて給付)
高度障害給付金	50万円		
脱退給付金	別途規定の給付金額表による		加入日から3年以上経過後に、 脱退・減口となったときに給付

※ケガによる休業は加入日から、疾病による休業は加入日から3カ月経過後に発病したもものから、保障開始となります。

掛金額(1カ月あたり)

加入年齢	1口	2口	3口
~29歳	2,500円	5,000円	7,500円
30~39歳	2,800円	5,600円	8,400円
40~49歳	3,000円	6,000円	9,000円
50~54歳	3,300円	6,600円	9,900円
55~59歳	3,700円	7,400円	11,100円

● 勤務医は通算3口までの加入となります。

加入申込資格

- 1 加入日現在、加入年齢*が60歳未満であること
- 2 保険医協会・保険医会の会員であること
(ただし京都府保険医協会は取り扱っていません)
- 3 保険医であること
- 4 1つの主たる医療機関等で週4日以上かつ週16時間以上業務に従事していること
- 5 告知日現在、健康であること
(現症がある方、服薬中の方、治療中の方は、原則として加入できません)

※ 加入年齢:加入(増口)日現在の満年で計算し、1年未満の端数月が6カ月を超える場合は1歳切り上げます。



ご連絡先

お申し込みや資料請求は、
ご所属の保険医協会・保険医会(代理店)にお問い合わせください。
保険医協会・保険医会の会員でない方は、入会のうえお申し込みください。



お申し込みの際は、必ず制度案内
パンフレット等をご確認ください。

運営元 一般社団法人
全国保険医休業保障共済会
〒151-0053 東京都渋谷区代々木 2-5-5
新宿農協会館 5F

休保 検索



取扱代理店

勤務医

休業に備える。



休業保障制度

35歳で3口加入した場合
月々掛金 8,400円

休業して30日分の給付

自宅療養 **54万円** 入院療養 **72万円**

保険医協会・医会に入会したら、休業保障制度に加入できます。

医師・歯科医師がケガや病気によって診療を休んだときに、給付金を受けられる保険医協会・医会の共済制度です。ぜひ、ご加入ください。

若くても休業リスクが！

30～40代の加入者のうち
5人に1人が傷病により**休業を経験**。
こんな傷病でお休みをされています。



- CASE 1** 【うつ病】46歳・3口加入
自宅療養249日 → 受給額 **448万2千円**
- CASE 2** 【切迫流産】38歳・3口加入
入院52日
+ 自宅療養123日 → 受給額 **346万2千円**
- CASE 3** 【頸椎多発骨折(交通事故)】39歳・3口加入
入院7日
+ 自宅療養119日 → 受給額 **231万円**

若いうちの加入がおすすめ！

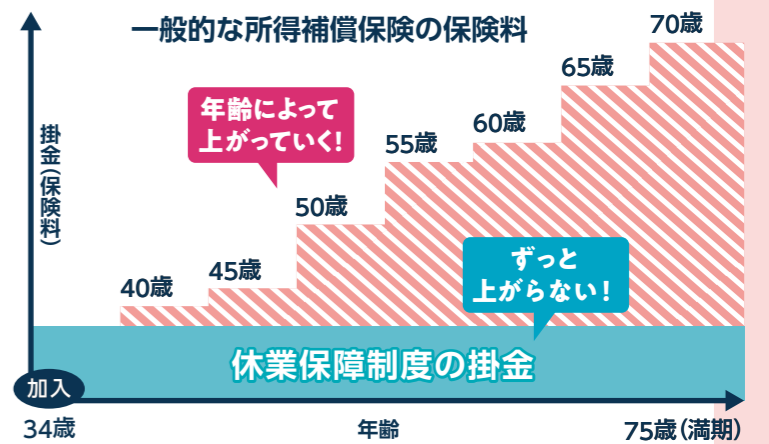
- ▶ 掛金額は加入時の年齢によって決まり、満期まで上がりません。
- ▶ 休業保障制度は健康なうちにしか加入できません。

1

掛金が上がらないだから若いうちに！

若い時ほど掛金が安く、ずっと上がりません。

若いうちに加入するほうが掛金負担を抑えられます。

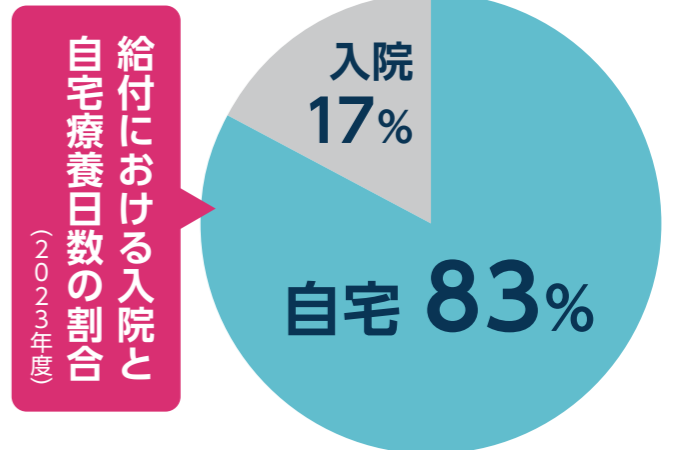


2

有休や病休扱いでも給付

自宅療養も給付の対象です。

自宅療養の割合は8割を超えています。



3

掛け捨てになりません

脱退時に脱退給付金が給付されます。

3年以上加入すれば、掛け捨てになりません。



他にもメリットたくさん

転勤で都道府県を移っても加入継続可能

開業した際は増口できます

非営利の共済だから実現できる手頃な掛金

他制度(勤務先での傷病手当金など)の受給にかかわらず給付

